

本日は、定例記者会見を開催いたしましたところ、皆様にはご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、令和5年度9月補正予算（案）につきまして、説明いたします。

令和5年度9月補正予算（案）の概要 1ページをご覧ください。

一般会計については、補正額1億2,523万2千円を追加し、補正後の予算総額は151億9,682万2千円であります。

これは、対前年度同期との比較で、1.5%の減であります。

一般会計、特別会計等を合わせました今回の補正額は、
2億3,217万5千円の追加で、補正後の総額は、
279億7,946万4千円であります。

それでは、一般会計の概要について、説明いたします。

2ページをご覧ください。

まず、総務費・教育費です。

「公共施設LED照明導入事業費」4,579万3千円は、公共施設の老朽化対策、および脱炭素化を推進するため、市役所本庁舎、および天

草公園武道館にLED照明を導入するものであります。

次に、民生費です。

「保育士等就職支援補助金」180万円は、保育に携わる人材の確保を図り、待機児童・保留児童の解消、および職場環境の改善による保育の質の向上を目的として、市内私^{わたくしりつ}立保育所等に就職する保育士等に、支援金を給付するものであります。

次に、土木費です。

「下水道事業会計出資金」3,679万3千円は、下水道施設の建設改良に要する経費等に対し、一般会計から下水道事業会計に繰出しを行うものであります。

以上、一般会計の概要について説明いたしました。

次に、特別会計および企業会計の概要について、説明いたします。

今回の補正予算では、「介護保険特別会計」と「水道事業会計」、「下水道事業会計」の2つの企業会計で予算計上をしております。

「介護保険特別会計」につきましては、過年度歳入返還金の増額等を予算計上しております。

「水道事業会計」につきましては、人事異動に伴う人件費の増額等を予算計上しております。

「下水道事業会計」につきましては、建設改良費の増額等を予算計上しております。

以上が、9月補正予算（案）の概要であります。

それでは9月補正予算（案）の主な事業の詳細について説明いたします。

浅口市長定例記者会見配布資料の1ページをご覧ください。

保育士等就職支援補助金事業について、であります。

現在、市内の保育所等へ入所申込をしても、入所できない状況があり、その主な原因は保育士不足によるものであります。

また、今後保育士の配置基準の改定も検討されており、保育現場における人材の確保が喫緊の課題となっております。

このたび、保育に携わる人材を確保するため、令和5年10月1日以降に、市内の^{わたくしりつ}私立保育所等に新たに就職する保育士等を対象に、就職支援補助金を支給します。

補助額は常勤保育士が20万円、非常勤保育士が10万円です。いずれも1年以上の勤務が見込まれることが条件です。

本補助金を支給することで保育士不足の解消を図り、子育てしやすい環境を整えてまいります。

2ページをご覧ください。

マイナンバーカード出張申請受付事業について、であります。

市では、現在本庁市民課と各支所の市民生活課でマイナンバーカードの申請サポートを実施していますが、寝たきりの自宅療養者などの外出が困難な人は、マイナンバーカードの申請を行うことが困難な状況にあります。

そこで、マイナンバーカードの申請を希望する人のうち、外出が困難な人に対して、職員が自宅を訪問して申請を受け付け、本人確認ができた場合は、マイナンバーカードができ次第、自宅に郵送します。

自宅から外出できず、マイナンバーカードを作りたくても作れない人に対し、申請の支援を行うことで、マイナンバーカードの普及促進を図ることとしています。

なお、本定例会に関連予算を計上しており、12月から支援を開始する予定です。

次に、主な事業の進捗状況などについて説明いたします。

3ページをご覧ください。

新型コロナワクチン接種事業について、であります。

5月8日に始まった新型コロナワクチンの「令和5年春開始接種」は、9月19日で終了し、9月20日からは「令和5年秋開始接種」が始まります。春開始接種は、コロナに感染した時に重症化しやすい65歳以上の方などに対象が限られていましたが、秋開始接種は希望するすべての方に接種していただくことが可能です。

内容について詳しく言いますと、対象者は、初回接種が完了した生後6か月以上の方すべてで、接種期間は、9月20日から令和6年3月31日までです。接種回数は期間内に1人1回、接種費用は無料です。接種方法は、各医療機関で受ける個別接種となりますので、インターネットやコールセンター等で予約をしてください。

また、接種時に必要となる接種券は、「令和5年春開始接種」を受けられた方へは順次お送りします。なお、3回目以降の未使用の接種券をお持ちの方には、新たな接種券をお送りしませんので、お手元の未使用の接種券を使用してください。

今回も、接種予約や接種券に関する市民からの問い合わせに、適切に対応できるよう、引き続きコールセンターを設置しておりますので、お問い合わせいただければと思います。

コロナに感染する方はいまだに減ることなく、油断はできない状況です。市では、ご希望の方が接種できる体制を整えておりますので、感染防止対

策の継続と早めのワクチン接種をお願いいたします。

6 ページをご覧ください。

“楽しい浅口市”の推進について、であります。

市では、“楽しい浅口市”を実感できるような、人々が集う賑やかなイベントの開催を積極的に支援しています。

浅口商工会は、6月25日に「浅口まるごと産業祭」を初めて開催しました。これまでの「手延べ麺まつり」や「金光さくら祭り」などを集約し、浅口市特産品の販売やステージイベントなどにより、浅口の魅力がまるごと楽しめるイベントとして賑わいました。

また、市観光協会主催の「浅口マルシェ」は、今年度から開催回数を増やして実施しています。市内事業者のお弁当・雑貨販売や、足つぼ、ネイルケアなどを楽しめるイベントですが、今年度の第1回目は4月29日～5月5日に植木まつりと合同で開催されました。

また、7月29日にはふれあい交流館サンパレアにおいて、初めて寄島地域で開催され、市外から多くの方が訪れ、まちの賑わいが創出されました。

浅口まるごと産業祭および浅口マルシェでは、いずれも多くの方々が来場者があり、市民の皆様が“楽しい浅口市”を実感でき、地元への愛着・認知度を高める機会となりました。

今後は、市観光協会主催の日本酒イベント「あさくち^{わざけ}和酒庭園」を開催予定です。日本歴史公園100選に選定されたかもがた町家公園で、市の特産品である日本酒をPRし、市の知名度向上や日本酒の販売促進につなげます。

開催日時は、10月28日、土曜日の17時から20時で、雨天の場合は翌日に順延となります。会場では市内の酒蔵でつくられた日本酒の有料試飲や購入などができます。浅口市自慢の日本酒を楽しみにぜひお越しください。

8ページをご覧ください。

浅口市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について、であります。

このたび、公的認証に関連する法律の一部改正に伴い、本市の条例も改正するものであります。

内容につきましては、普段皆さんが使用しているスマートフォンにスマホ用の電子証明書を搭載することにより、コンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機を利用して、印鑑登録証明書の交付を受けることができる旨を定めるものであります。

これにより、マイナンバーカードを持ち歩くことなく、コンビニエンスストア等でも印鑑登録証明書の交付を受けられるようになり、市民の

利便性の向上を図ることができます。

現在、年内の利用開始に向け国で準備を進めています。利用可能となりましたら改めてお知らせいたします。

11ページをご覧ください。

あさくち就職フェアについて、であります。

浅口市内の企業による合同の就職説明会、「あさくち就職フェア」を開催いたします。開催日時は10月28日、土曜日、13時～16時、会場は浅口市健康福祉センターにて開催いたします。

参加企業については、応募締切日を9月15日、金曜日として現在募集中です。応募状況については、市のホームページで企業名等をお知らせしています。

また、仕事をお探しの方へは、広報紙などを通じて、少しでも多くの方に参加していただけるよう周知します。

この就職フェアをきっかけに、市内企業の人材確保を支援するとともに、市内への人口流動や、定住促進につながることを期待しております。

12ページをご覧ください。

災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定の締結について、であります。

8月9日に一般社団法人岡山県キッチンカー協会と、災害時におけるキ

キッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定を締結しました。

大規模な災害が発生すれば、多くの方が避難生活を送らなければならなくなり、また、復旧・復興が長期化すれば、健康被害が発生するケースがあります。特に食事に関しては、市が保有する非常食では変化が乏しく、食欲が落ちて体力の低下や感染症にかかるリスクが高まります。キッチンカーは、調理設備を備えており機動力が高く、避難所等へ、いち早く温かい食べ物を提供することができます。

さらに、被災された方への精神的ダメージを軽減するとともに、避難生活を余儀なくされた場合でも健康に対するリスクを減らすことができるため、本市の災害対策の強化、ならびに市民の安心・安全につながるものと考えております。

最後に13ページをご覧ください。

水道料金の適正な見直しに向けた検討着手について、であります。

本市水道事業の経営は、地方公営企業法に基づき独立採算で行っており、必要な費用は水道利用者の皆様からいただく水道料金によって賄われております。

全国的に水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少や節水意識の高まりなどから、料金収入が減少する一方で、水道施設の老朽化や、耐震化に伴う更新費用が増大し、多くの自治体で厳しい状況が続いております。

こうした厳しい状況下で他市町村が水道料金を値上げしていく中、本市では、消費税率の変更に伴う改定を除き、新市になって以降、約17年間、一度も水道料金を値上げすることなく事業運営を行ってまいりました。

しかしながら、昨今の電気料金などの物価高騰の影響に伴う経常費用の増加により、経営状況はこれまで以上に厳しさを増しております。

加えて、本市の水道施設は、整備開始から約50年が経過していることから、老朽化が進み、多くの施設の更新や、自然災害に備えた耐震化が必要となっています。これら施設の更新や耐震化には、今後多額の費用を要することが見込まれ、将来的に持続可能な事業運営を行うためには、現在の水道料金の水準を見直す必要があるとの認識に至りました。

このたび、水道料金の適正な見直しに向けて、有識者等で構成する「水道事業運営審議会」を設置し、改定の実施時期や改定率も含め、詳細な検討に着手することとし、関連する条例案を本定例会に提出し、準備を進めてまいります。

私からは以上です。